

一般社団法人日本組織適合性学会定款施行細則

(会費)

第1条 年会費は、次に定めるとおりとする。

- (1) 正会員：年額7,000円（評議員：年額10,000円）
- (2) 特別名誉会員：免除
- (3) 名誉会員：免除
- (4) 賛助会員：年額100,000円

(評議員の選出)

第2条 新たに評議員となろうとする者は、会員歴（任意団体日本組織適合性学会の会員歴を通算）3年以上、組織適合性、HLA等に関する研究発表または論文2編以上を有し、2名（連名も可とする）の評議員の推薦のあるものとする。なお、推薦状とともに資格を証明するために、①履歴書（組織適合性やHLAに関する教育・研究・実務等に就いた期間並びに会員歴を含む）、②業績リスト（組織適合性、HLA等に関する研究発表又は論文2編以上を有することを証明するもの）を学会事務局に提出するものとする。

2 現職の評議員については、本人の辞退の申し出がある場合を除き、再任するものとする。

(役員を選出)

第3条 役員を選出のための選挙は、4年毎に実施する。この場合、定款第16条第1項及び2項の規定については、最初に選任された2年後に開催される定時社員総会において再任の承認を受けることにより、4年を1期として運用する。

2 役員選挙のうち理事における被選挙人資格者は、選挙年度開始日において65歳以下である評議員とする。

3 得票数の順に定数までを当選者とし、理事・監事候補者とする。なお、同数得票の場合は、理事会において当選者を決定する。

4 理事長候補者は前項で選出された理事候補者の互選により決定する。

5 理事長候補者は、第3項で選出された理事候補者の中から2名以内の副理事長候補者を推薦することができる。

6 理事長候補者は、若干名の理事候補者を推薦することができる。

7 第3項及び前項で選出された理事・監事候補者を社員総会の決議により理事・監事に選任し、社員総会終了後開催される理事会の決議により第4項及び第5項で選出された理事長候補者・副理事長候補者を理事長・副理事長に選定する。

(委員会委員長及び委員の選任について)

第4条 この法人の運営上必要な委員会の委員長は、理事長の推薦を参考にして、理事の互選により選出する。委員は、会員の中から当該委員長が選任し、理事会の議を経て、社員総会の承認を受けるものとする。

(細則の変更)

第5条 この細則は、社員総会の決議により変更することができる。

附則

1. この細則は、令和2年4月1日から施行する。
2. この細則は、令和2年6月1日から施行する。
3. この細則は、令和2年11月26日から施行する。